

令和元年度 豊橋市健幸なまちづくり協議会難病対策部会 議事録

|       |   |
|-------|---|
| 日 時   | 令和元年 12 月 25 日（水） 午後 1 時～午後 2 時 30 分  |
| 場 所   | 保健所・保健センター 研修室 B  |
| 出席者   | 豊橋市健幸なまちづくり協議会難病対策部会委員 12 名   |
| 事務局   | 健康増進課   |
| 事務局 A | 報告（1）豊橋市の難病患者の現状についての説明<br>議題（1）難病患者の就労支援についての説明  |
| 委員 D  | 特定医療費支給認定更新時の就労に関するアンケートでは未就労者の 70%以上が「今後就労したくない」と回答。就労したくない理由として、何らかの理由があり就労意欲低下をきたしているとしたら問題と思う。<br>相談（就労）支援員が難病の知識に疎い。疾病の特性を踏まえた就労支援にむけた支援者向けの研修会等の開催という事務局案はとてありがたい。  |
| 委員 B  | 薬局に来る患者で潰瘍性大腸炎等難病を抱え就労している方がおり、会社に提出する書類の書き方を相談されることがある。就労先に誤解を招かないようにどのように書けばよいか、医療機関からも何が大丈夫で、何に注意が必要かアドバイスできるとよい。  |
| 委員 G  | 障害者雇用についての企業向けの研修や福祉サービス事業所にも働き始めて間もない方向けに研修を実施している。参加企業は少ない。障害者総合支援法の対象は 361 疾病あるが全ての理解は難しい。初回面談後は、病気の特性や注意事項を確認し 2 回目の面談に臨んでいる。   |
| 委員 H  | 難病患者向けの就労に関する研修は受講者が少なく実施していない。企業から個別に相談があれば対応している。「難病のある人の雇用管理マニュアル」を使用し、雇用した際に気を付けること、実際に働いている方の事例を伝え、障害があっても工夫があれば働けるので、支援しながら就労継続のお手伝いをさせてもらえないかというように企業の方に話している。<br>企業に在職している難病の方の多くは身体障害者手帳を持っていない。先日、安全管理の面で配慮が必要な事例で相談があり、主治医への進行の度合いの確認、保健所や企業の保健師への連絡調整を行った。雇用管理については手帳がないと企業にも限界がある。 |
| 委員 G  | 企業側から障害者に関する相談は多いが難病に関する相談はほとんどない。当事者からの現状についての相談はある。入社時から関わっていれば、労働条件等の相談に対応できるが途中からは対応できずジレンマを感じている。  |
| 委員 B  | 事務局案の「就労相談窓口のご案内」リーフレットの内容は問題ないと思う。   |
| 委員 I  | 病院内にリーフレットを置くことは可能。患者が主治医に相談できると思っていない。どのように相談を受けていくかが課題。   |
| 委員 E  | リーフレットの内容について、迷ったら、まずここに相談すればよいとわかるとよい。専門家でない相談先を選択するのは難しいと思う。  |
| 委員 C  | 難病相談室では、医療ソーシャルワーカーが窓口となり相談を行っている。相談の中で相談内容を整理し、必要に応じて関係機関と連携しながら支援している。お困りのケースがあれば相談してほしい。   |

|       |  |
|-------|--|
| 委員 G  | 難病更新申請時の出張相談については可能な範囲で参加は可能。連携については、ハローワークでは、障害者の就労に関しては、就労系福祉サービスなら「とよはし総合相談支援センター」、生活支援もあれば「豊橋障害者就業・生活支援センター」、評価等必要なら「愛知障害者職業センター」へとかなり密に連携している。どこかできっかけとして相談を受ければ必要などところにつながりができている。   |
| 委員 H  | ハローワークを中心にチームでの支援体制ができている。出張相談は頻度によるが可能。   |
| 委員 F  | 出張相談はスタッフ数も少なく頻度が少なければ可能。初めての疾患だと調べる必要があり、いかに勉強していくかが重要。   |
| 委員 G  | アンケート結果より「相談先を知らない」との回答が多く、発信不足を感じる。市民病院とは連携を密にしているが、他の医療機関からの相談は少ないのでぜひ相談してほしい。<br>また、アンケート結果で「勤務条件に合う求人がない、少ない」とあるが、ハローワークは一般と障害者2つに分けて求人情報を提供しており、一般は常時3,000件程度、障害者は50件程度しか出てこない。一般求人から見つけた企業に難病を抱えた求職者がいることを交渉することもできる。そういった方はぜひ相談してほしい。 |
| 委員 C  | 年1回難病患者向けの就労勉強会を開催し、患者同士で意見交換する場を設け、難病サポーターが講師となり、講義も実施。昨年支援機関の役割について知ってもらおうと企画・実施。大変好評でやってよかったと感じている。   |
| 委員 H  | リーフレット案については1枚になっていて見やすく手に取りやすいと思う。相談先に悩む場合の問合せ先はご検討いただき、トライアル雇用等、一般の方は知らない言葉の補足は必要と思う。  |
| 委員 A  | リーフレットを有効に活用できるよう医療機関や健康増進課以外にも障害福祉課の窓口等配布機関を考えられるとよい。   |
| 委員 I  | 「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の様式を医師と企業との調整に使用している。難病の方は見た目であまり分からず、理解されにくいので、このような様式を活用することで理解が得られる。   |
| 委員 D  | 相談機関同士の連絡票は統一した様式があった方がよい。   |
| 委員 G  | 相談機関同士の情報共有については個人情報に気を付けなければならない。   |
| 委員 A  | 連絡票は健康増進課で様式を考えていくとよい。就労困難事例についても検討できるとよい。個々の就労支援機関の連携はできている。保健所や医療機関側も連携を強化していけるとよい。  |
| 事務局 C | 今回いただいた意見を生かして、難病の方が地域の中で生活しやすくなるために皆様と協力していきたい。   |